

第 15 回会合後に頂いた御質問への御回答

2021 年 12 月 14 日 事務局

<質問者> 長田構成員**<質問内容>**

放送分野でも高コスト地域のミニサテライト局の維持費用の問題で、ブロードバンドの利用を将来的に考える検討が始まります。今回提示された、上り・下りの名目速度 30Mbps 以上で、放送コンテンツを遅延なく送信することは可能なのでしょうか。

また、そのニーズに応えた場合のコストはどのくらい増加するのかも現段階からコスト計算が必要になると思います。

ブロードバンドのユニバーサル制度により維持されるところへ近い将来このようなニーズがあるのであれば、そのことも視野に入れて負担者を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

1. 御質問の放送のブロードバンドによる代替については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、今後、具体的な検討が行われるものと承知しており、当研究会における検討とも整合したものとなるよう、事務局間で連携を図っていきたいと考えています。
2. その上で、御質問の点については、現時点における見通しとしては、以下のように考えています。

① 品質基準との関係について

今般、有線ブロードバンドサービスに対して新たに適用することを検討している品質基準（名目速度）は、あくまでも全国的な最低水準を担保するためのもの（ミニマム・スタンダード）です。一方、御質問の放送のブロードバンドによる代替については、ニーズのある特定の地域を念頭に置いて検討が行われるものと承知しています。このため、品質基準の設定に際し、放送のブロードバンドによる代替を予め想定して基準を設定する必要はないものと考えています。

② 追加コストの負担者について

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等の双方向サービスと異なり、放送サービスは、基本的に一方向のサービスであり、特定の地域において放送サービスが有線ブロードバンドを通じて提供されるとしても、そのこと自体は、他の地域のブロードバンドサービス事業者やその利用者に受益をもたらすものとは考えられません。このため、仮

に、放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生したとしても、当該コストを今回新設する交付金によって支援することは制度上困難であり、当該コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者等によって負担されることになるものと考えられます。

3. なお、将来的に放送のブロードバンドによる代替が実現した場合、不採算地域において有線ブロードバンドサービスを提供する事業者の収入が増加し、当該事業者の収支が改善するケースも考えられます。この場合には、当該事業者に対して交付すべき交付金の額がその分抑制され、交付金の総額の減少につながることも考えられます。

以 上